

議案第 3 2 号

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

令和 7 年 4 月 1 日付け組織改正に伴い、学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則（平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第14条中「教育研究・ICT推進課長」を「教育DX推進担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則 平成20年3月28日世教委規則第9号 改正 平成21年3月27日世教委規則第6号 平成27年3月13日世教委規則第8号 平成29年3月17日世教委規則第5号 令和2年3月24日世教委規則第13号 令和3年3月29日世教委規則第4号 令和3年12月10日世教委規則第17号 令和4年3月29日世教委規則第2号 令和5年3月29日世教委規則第11号 令和6年3月27日世教委規則第6号 以後改正なし・未施行なし 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 教育情報化委員会（第3条—第7条） 第3章 学校教育に供する電子計算組織及び情報資産の管理等(第8条—第11条) 第4章 電子計算機の操作（第12条・第13条） 第5章 学校教育に供する電算処理の申請（第14条） 第6章 情報セキュリティ対策（第15条—第17条） 第7章 監査（第18条・第19条） 第8章 業務の委託（第20条・第21条） 第9章 雑則（第22条・第23条）	○学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則 平成20年3月28日世教委規則第9号 改正 平成21年3月27日世教委規則第6号 平成27年3月13日世教委規則第8号 平成29年3月17日世教委規則第5号 令和2年3月24日世教委規則第13号 令和3年3月29日世教委規則第4号 令和3年12月10日世教委規則第17号 令和4年3月29日世教委規則第2号 令和5年3月29日世教委規則第11号 令和6年3月27日世教委規則第6号 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則 目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 教育情報化委員会（第3条—第7条） 第3章 学校教育に供する電子計算組織及び情報資産の管理等(第8条—第11条) 第4章 電子計算機の操作（第12条・第13条） 第5章 学校教育に供する電算処理の申請（第14条） 第6章 情報セキュリティ対策（第15条—第17条） 第7章 監査（第18条・第19条） 第8章 業務の委託（第20条・第21条） 第9章 雑則（第22条・第23条）

改正後	改正前
附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この規則は、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）において電子計算組織を利用して学校教育に係る事務及び学校における授業を行うに当たり、その効率性及び情報セキュリティの確保を図り、もって適正に事務及び授業を遂行し、並びに教育委員会の保有する情報の保護を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 世田谷区立の幼稚園、小学校及び中学校をいう。 (2) 校長 世田谷区立の幼稚園、小学校及び中学校の園長又は校長をいう。 (3) 課 世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する課及び担当課をいう。 (4) 課長 教育組織規則第4条第1項に規定する課長及び担当課長をいう。 (5) 学校教育に係る事務 学校教育活動を行うに当たり、学校の職員が主となって行う事務のうち、教育委員会に固有の事務をいう。 (6) 学校教育に供する電子計算組織 教育委員会が、学校教育に係る事務及び学校における授業を行うことを目的として設置し、又は利用する電子計算機、ネットワーク及び記録媒体並びにプログラム（電子計算機、ネットワーク及び記録媒体に対する指令であって、情報システムを作動させるために組み合わされたものをいう。）をいう。 (7) 学校教育に供する電算処理 学校教育に供する電子計算組織を利用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、又は文書	附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この規則は、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）において電子計算組織を利用して学校教育に係る事務及び学校における授業を行うに当たり、その効率性及び情報セキュリティの確保を図り、もって適正に事務及び授業を遂行し、並びに教育委員会の保有する情報の保護を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校 世田谷区立の幼稚園、小学校及び中学校をいう。 (2) 校長 世田谷区立の幼稚園、小学校及び中学校の園長又は校長をいう。 (3) 課 世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する課及び担当課をいう。 (4) 課長 教育組織規則第4条第1項に規定する課長及び担当課長をいう。 (5) 学校教育に係る事務 学校教育活動を行うに当たり、学校の職員が主となって行う事務のうち、教育委員会に固有の事務をいう。 (6) 学校教育に供する電子計算組織 教育委員会が、学校教育に係る事務及び学校における授業を行うことを目的として設置し、又は利用する電子計算機、ネットワーク及び記録媒体並びにプログラム（電子計算機、ネットワーク及び記録媒体に対する指令であって、情報システムを作動させるために組み合わされたものをいう。）をいう。 (7) 学校教育に供する電算処理 学校教育に供する電子計算組織を利用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、又は文書

改正後	改正前
図画の内容を記録するための処理を除く。 (8) ネットワーク 学校教育に供する電子計算組織における学校及び課の内部又は相互間を接続するための通信網で、その機器で構成され、事務の処理を行う仕組みをいう。 (9) 情報システム 学校教育に供する電子計算組織で構成され、事務の処理を行う仕組みをいう。 (10) 情報資産 次に掲げるものをいう。 ア ネットワーク、情報システム及びこれらを構成する設備並びにその設置施設 イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報並びにこれを記載した書面等及び記録した記録媒体 ウ ネットワークを表した図、情報システムの仕様書その他ネットワーク及び情報システムについて記載した書面等及び記録した記録媒体 (11) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。 (12) 操作者 電子計算機の操作を行うことができる者をいう。 (13) 情報セキュリティ 不正利用その他の脅威から情報資産を守ることにより、情報の機密性（情報を利用することを認められた者のみが、情報を利用することができる状態をいう。）、完全性（情報が破壊され、改ざんされ、又は消去されていない状態をいう。）及び可用性（情報を利用することを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報を利用することができる状態をいう。）を維持することをいう。 (14) 情報管理基準 情報セキュリティに関する対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を行うに当たり、統一的に遵守すべき行為、判断等の基準をいう。 (15) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。	図画の内容を記録するための処理を除く。 (8) ネットワーク 学校教育に供する電子計算組織における学校及び課の内部又は相互間を接続するための通信網で、その機器で構成され、事務の処理を行う仕組みをいう。 (9) 情報システム 学校教育に供する電子計算組織で構成され、事務の処理を行う仕組みをいう。 (10) 情報資産 次に掲げるものをいう。 ア ネットワーク、情報システム及びこれらを構成する設備並びにその設置施設 イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報並びにこれを記載した書面等及び記録した記録媒体 ウ ネットワークを表した図、情報システムの仕様書その他ネットワーク及び情報システムについて記載した書面等及び記録した記録媒体 (11) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。 (12) 操作者 電子計算機の操作を行うことができる者をいう。 (13) 情報セキュリティ 不正利用その他の脅威から情報資産を守ることにより、情報の機密性（情報を利用することを認められた者のみが、情報を利用することができる状態をいう。）、完全性（情報が破壊され、改ざんされ、又は消去されていない状態をいう。）及び可用性（情報を利用することを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報を利用することができる状態をいう。）を維持することをいう。 (14) 情報管理基準 情報セキュリティに関する対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を行うに当たり、統一的に遵守すべき行為、判断等の基準をいう。 (15) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

改正後	改正前
一部改正〔平成21年世教委規則 6 号・令和 3 年17号・ 5 年11号・ 6 年 6 号〕 第 2 章 教育情報化委員会 第 3 条 教育委員会の学校教育に供する電子計算組織の適切かつ効率的な運営及び情報化を図るため、世田谷区教育委員会教育情報化委員会（以下「教育情報化委員会」という。）を置く。 2 教育情報化委員会の運営に関し必要な事項は、第 8 条に規定する情報統括責任者が別に定める。 一部改正〔令和 5 年世教委規則11号〕 第 4 条から第 7 条まで 削除 削除〔令和 5 年世教委規則11号〕 第 3 章 学校教育に供する電子計算組織及び情報資産の管理等（情報統括責任者の設置） 第 8 条 学校教育に供する電子計算組織及び情報資産の適正な管理並びに情報セキュリティ対策の実施について、これらを統括する者として、情報統括責任者を置く。 2 情報統括責任者は、教育総合センター長をもって充てる。 一部改正〔令和 2 年世教委規則13号・ 3 年 4 号・ 5 年11号〕 （統括システム管理者の設置） 第 9 条 学校教育に供する電子計算組織及び情報資産の適正な管理並びに情報セキュリティ対策の実施について、専門的見地から情報統括責任者を補佐し、並びに情報システム管理者及び利用管理責任者を指導し、並びに支援するため、統括システム管理者を置く。 2 統括システム管理者は、教育 D X 推進担当課長をもって充てる。 一部改正〔令和 3 年世教委規則 4 号・ 5 年11号〕 （情報システム管理者の設置等） 第10条 情報システムを利用する部署における当該情報システム及びこれに係る情報資産の適正な管理並びに情報セキュリティ対策の実施のため、当該情	一部改正〔平成21年世教委規則 6 号・令和 3 年17号・ 5 年11号・ 6 年 6 号〕 第 2 章 教育情報化委員会 第 3 条 教育委員会の学校教育に供する電子計算組織の適切かつ効率的な運営及び情報化を図るため、世田谷区教育委員会教育情報化委員会（以下「教育情報化委員会」という。）を置く。 2 教育情報化委員会の運営に関し必要な事項は、第 8 条に規定する情報統括責任者が別に定める。 一部改正〔令和 5 年世教委規則11号〕 第 4 条から第 7 条まで 削除 削除〔令和 5 年世教委規則11号〕 第 3 章 学校教育に供する電子計算組織及び情報資産の管理等（情報統括責任者の設置） 第 8 条 学校教育に供する電子計算組織及び情報資産の適正な管理並びに情報セキュリティ対策の実施について、これらを統括する者として、情報統括責任者を置く。 2 情報統括責任者は、教育総合センター長をもって充てる。 一部改正〔令和 2 年世教委規則13号・ 3 年 4 号・ 5 年11号〕 （統括システム管理者の設置） 第 9 条 学校教育に供する電子計算組織及び情報資産の適正な管理並びに情報セキュリティ対策の実施について、専門的見地から情報統括責任者を補佐し、並びに情報システム管理者及び利用管理責任者を指導し、並びに支援するため、統括システム管理者を置く。 2 統括システム管理者は、教育研究・ I C T 推進課長をもって充てる。 一部改正〔令和 3 年世教委規則 4 号・ 5 年11号〕 （情報システム管理者の設置等） 第10条 情報システムを利用する部署における当該情報システム及びこれに係る情報資産の適正な管理並びに情報セキュリティ対策の実施のため、当該情

改正後	改正前
報システムを所管する課に、情報システム管理者を置く。 2 情報システム管理者は、当該情報システムを所管する課の課長をもって充てる。 3 情報システム管理者は、次に掲げる事項を行うものとする。 （１） 所管する情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の作成、維持及び管理 （２） 所掌する事務に係る電算処理における開発、設定の変更、運用、更新等 （３） 所管する情報システムを利用することができる職員、児童又は生徒の範囲についての適正な管理 （利用管理責任者の設置） 第11条 電子計算機及びこれに係る情報資産の適正な利用及び管理並びに情報セキュリティ対策の実施のため、電子計算機を設置する学校又は課に利用管理責任者を置く。 2 利用管理責任者は、前項に規定する学校の校長又は課の課長をもって充てる。 第4章 電子計算機の操作 （操作者） 第12条 操作者は、次に掲げる者とする。 （１） 電子計算機に係る利用管理責任者が指定する職員 （２） 学校の授業で利用する電子計算機については、当該学校に在籍する児童又は生徒 （職員、児童又は生徒以外の操作者） 第13条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、情報システム管理者の承認を得て、職員、児童又は生徒以外の者を操作者とすることができる。 （１） システム開発等のために電子計算機の操作を職員以外の者に行わせる必要があるとき。 （２） 学校教育に供する電子計算組織の効率的な利用のために電子計算機の操	報システムを所管する課に、情報システム管理者を置く。 2 情報システム管理者は、当該情報システムを所管する課の課長をもって充てる。 3 情報システム管理者は、次に掲げる事項を行うものとする。 （１） 所管する情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の作成、維持及び管理 （２） 所掌する事務に係る電算処理における開発、設定の変更、運用、更新等 （３） 所管する情報システムを利用することができる職員、児童又は生徒の範囲についての適正な管理 （利用管理責任者の設置） 第11条 電子計算機及びこれに係る情報資産の適正な利用及び管理並びに情報セキュリティ対策の実施のため、電子計算機を設置する学校又は課に利用管理責任者を置く。 2 利用管理責任者は、前項に規定する学校の校長又は課の課長をもって充てる。 第4章 電子計算機の操作 （操作者） 第12条 操作者は、次に掲げる者とする。 （１） 電子計算機に係る利用管理責任者が指定する職員 （２） 学校の授業で利用する電子計算機については、当該学校に在籍する児童又は生徒 （職員、児童又は生徒以外の操作者） 第13条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、情報システム管理者の承認を得て、職員、児童又は生徒以外の者を操作者とすることができる。 （１） システム開発等のために電子計算機の操作を職員以外の者に行わせる必要があるとき。 （２） 学校教育に供する電子計算組織の効率的な利用のために電子計算機の操

改正後	改正前
作を職員、児童又は生徒以外の者に行わせる必要があるとき。 (3) 学校における授業以外で区民又は教育施設の利用者等の利便に供するために、電子計算機の操作をこれらの者に行わせる必要があるとき。 2 前項の規定により職員、児童又は生徒以外の者を操作とするときは、情報システム管理者及び利用管理責任者は、電磁的記録が漏えいし、若しくは盗用され、又はみだりに消去され、若しくは変更されることのないよう、あらかじめ必要な保護措置を講じなければならない。 第5章 学校教育に供する電算処理の申請 第14条 学校教育に供する電算処理を行おうとする校長及び課長は、あらかじめ教育電算処理申請書を教育D X推進担当課長に提出しなければならない。 2 教育D X推進担当課長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、教育情報化委員会の意見を聴いてその可否を決定しなければならない。ただし、教育D X推進担当課長があらかじめ教育情報化委員会の意見を聴いて定めた事項については、この限りでない。 3 教育D X推進担当課長は、前項の規定により可否の決定をしたときは、速やかにその結果を申請書を提出した校長又は課長に通知するものとする。 一部改正〔令和3年世教委規則4号・5年11号〕 第6章 情報セキュリティ対策 (情報セキュリティの遵守) 第15条 操作者は、情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つとともに、情報資産に関する業務を行うに当たり、この規則、情報管理基準等を遵守する義務を負う。 (情報セキュリティ対策の実施) 第16条 情報統括責任者は、次に掲げる情報セキュリティ対策を行うものとする	作を職員、児童又は生徒以外の者に行わせる必要があるとき。 (3) 学校における授業以外で区民又は教育施設の利用者等の利便に供するために、電子計算機の操作をこれらの者に行わせる必要があるとき。 2 前項の規定により職員、児童又は生徒以外の者を操作とするときは、情報システム管理者及び利用管理責任者は、電磁的記録が漏えいし、若しくは盗用され、又はみだりに消去され、若しくは変更されることのないよう、あらかじめ必要な保護措置を講じなければならない。 第5章 学校教育に供する電算処理の申請 第14条 学校教育に供する電算処理を行おうとする校長及び課長は、あらかじめ教育電算処理申請書を教育研究・ICT推進課長に提出しなければならない。 2 教育研究・ICT推進課長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、教育情報化委員会の意見を聴いてその可否を決定しなければならない。ただし、教育研究・ICT推進課長があらかじめ教育情報化委員会の意見を聴いて定めた事項については、この限りでない。 3 教育研究・ICT推進課長は、前項の規定により可否の決定をしたときは、速やかにその結果を申請書を提出した校長又は課長に通知するものとする。 一部改正〔令和3年世教委規則4号・5年11号〕 第6章 情報セキュリティ対策 (情報セキュリティの遵守) 第15条 操作者は、情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つとともに、情報資産に関する業務を行うに当たり、この規則、情報管理基準等を遵守する義務を負う。 (情報セキュリティ対策の実施) 第16条 情報統括責任者は、次に掲げる情報セキュリティ対策を行うものとする

改正後	改正前
る。 (1) 情報資産の損傷及び情報資産への妨害を防止するために必要な構造を備えた施設、設備、装置等の設置に係る対策 (2) 情報セキュリティに関する権限及び責任を定め、すべての職員等にこの規則、情報管理基準等の内容を周知徹底する等十分な教育及び啓発に係る対策 (3) 情報資産を外部からの不正なアクセスから適切に保護するための情報資産へのアクセス制御、ネットワークの管理等の技術面の対策 (4) システム開発等の外部委託、ネットワーク監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等の運用面の対策 (5) 情報セキュリティに関する緊急事態が発生した際に、迅速な対応を可能とするための危機管理に係る対策 (情報管理基準) 第17条 情報統括責任者は、教育情報化委員会の意見を聴いて、学校教育に供する電子計算組織の情報管理基準を策定しなければならない。 第7章 監査 (監査) 第18条 情報統括責任者は、この規則、情報管理基準等が適切に運用されていることを検証するため、定期に又は随時に、利用管理責任者が管理している情報資産の管理について監査を行う。 (評価等) 第19条 情報統括責任者は、前条の監査の結果等に基づき、情報セキュリティ対策の評価を行い、必要に応じて利用管理責任者に対し、情報セキュリティ対策の改善を指示しなければならない。 2 利用管理責任者は、前項の規定による指示があった場合は、遅滞なく情報セキュリティ対策の改善に努めなければならない。 第8章 業務の委託	る。 (1) 情報資産の損傷及び情報資産への妨害を防止するために必要な構造を備えた施設、設備、装置等の設置に係る対策 (2) 情報セキュリティに関する権限及び責任を定め、すべての職員等にこの規則、情報管理基準等の内容を周知徹底する等十分な教育及び啓発に係る対策 (3) 情報資産を外部からの不正なアクセスから適切に保護するための情報資産へのアクセス制御、ネットワークの管理等の技術面の対策 (4) システム開発等の外部委託、ネットワーク監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等の運用面の対策 (5) 情報セキュリティに関する緊急事態が発生した際に、迅速な対応を可能とするための危機管理に係る対策 (情報管理基準) 第17条 情報統括責任者は、教育情報化委員会の意見を聴いて、学校教育に供する電子計算組織の情報管理基準を策定しなければならない。 第7章 監査 (監査) 第18条 情報統括責任者は、この規則、情報管理基準等が適切に運用されていることを検証するため、定期に又は随時に、利用管理責任者が管理している情報資産の管理について監査を行う。 (評価等) 第19条 情報統括責任者は、前条の監査の結果等に基づき、情報セキュリティ対策の評価を行い、必要に応じて利用管理責任者に対し、情報セキュリティ対策の改善を指示しなければならない。 2 利用管理責任者は、前項の規定による指示があった場合は、遅滞なく情報セキュリティ対策の改善に努めなければならない。 第8章 業務の委託

改正後	改正前
(外部委託事前協議) 第20条 校長及び課長は、その所掌する事務に係る業務を教育委員会の機関以外のものに委託して学校教育に供する電算処理をしようとするときは、あらかじめ情報統括責任者に協議しなければならない。 2 情報統括責任者は、前項の規定による協議を受けたときは、この規則及び情報管理基準の遵守について検証し、必要に応じて、校長又は課長に協議の内容に係る改善等を指示しなければならない。 3 校長又は課長は、前項の規定による指示があった場合は、内容等の改善に努めなければならない。 (委託の契約) 第21条 学校教育に供する電算処理を教育委員会の機関以外のものに委託するときは、この規則及び情報管理基準を遵守させなければならない。 2 個人情報を含む学校教育に供する電算処理を委託する際の個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。 3 電磁的記録に基づき個人情報に係る資料を教育委員会の機関以外のものに提供するときは、覚書その他の書面を取り交わし、当該書面に個人情報の提供を受けるものの記録の管理及び秘密の保持に関し必要な事項を明記するものとする。 一部改正〔令和5年世教委規則11号〕 第9章 雑則 (保安措置) 第22条 利用管理責任者は、その管理する電子計算機の設置施設等における火災その他の災害に備えて必要な保安措置を講じなければならない。 (委任) 第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。	(外部委託事前協議) 第20条 校長及び課長は、その所掌する事務に係る業務を教育委員会の機関以外のものに委託して学校教育に供する電算処理をしようとするときは、あらかじめ情報統括責任者に協議しなければならない。 2 情報統括責任者は、前項の規定による協議を受けたときは、この規則及び情報管理基準の遵守について検証し、必要に応じて、校長又は課長に協議の内容に係る改善等を指示しなければならない。 3 校長又は課長は、前項の規定による指示があった場合は、内容等の改善に努めなければならない。 (委託の契約) 第21条 学校教育に供する電算処理を教育委員会の機関以外のものに委託するときは、この規則及び情報管理基準を遵守させなければならない。 2 個人情報を含む学校教育に供する電算処理を委託する際の個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。 3 電磁的記録に基づき個人情報に係る資料を教育委員会の機関以外のものに提供するときは、覚書その他の書面を取り交わし、当該書面に個人情報の提供を受けるものの記録の管理及び秘密の保持に関し必要な事項を明記するものとする。 一部改正〔令和5年世教委規則11号〕 第9章 雑則 (保安措置) 第22条 利用管理責任者は、その管理する電子計算機の設置施設等における火災その他の災害に備えて必要な保安措置を講じなければならない。 (委任) 第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。

改正後	改正前
一部改正〔令和５年世教委規則11号〕 附 則 この規則は、平成20年４月１日から施行する。 附 則（平成21年３月27日世教委規則第６号） この規則は、平成21年４月１日から施行する。 附 則（平成27年３月13日世教委規則第８号） この規則は、平成27年４月１日から施行する。 附 則（平成29年３月17日世教委規則第５号） この規則は、平成29年４月１日から施行する。 附 則（令和２年３月24日世教委規則第13号） この規則は、令和２年４月１日から施行する。 附 則（令和３年３月29日世教委規則第４号） この規則は、令和３年４月１日から施行する。 附 則（令和３年12月10日世教委規則第17号）	一部改正〔令和５年世教委規則11号〕 附 則 この規則は、平成20年４月１日から施行する。 附 則（平成21年３月27日世教委規則第６号） この規則は、平成21年４月１日から施行する。 附 則（平成27年３月13日世教委規則第８号） この規則は、平成27年４月１日から施行する。 附 則（平成29年３月17日世教委規則第５号） この規則は、平成29年４月１日から施行する。 附 則（令和２年３月24日世教委規則第13号） この規則は、令和２年４月１日から施行する。 附 則（令和３年３月29日世教委規則第４号） この規則は、令和３年４月１日から施行する。 附 則（令和３年12月10日世教委規則第17号）
この規則は、令和３年12月20日から施行する。	この規則は、令和３年12月20日から施行する。
附 則（令和４年３月29日世教委規則第２号）	附 則（令和４年３月29日世教委規則第２号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。	この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附 則（令和５年３月29日世教委規則第11号）	附 則（令和５年３月29日世教委規則第11号）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。	この規則は、令和５年４月１日から施行する。
附 則（令和６年３月27日世教委規則第６号）	附 則（令和６年３月27日世教委規則第６号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和７年４月１日から施行する。</u>	この規則は、令和６年４月１日から施行する。